

2025年5月12日

お客さま各位

日産自動車販売株式会社
代表取締役社長 須山義弘

リース会社様の車両整備に関する不適切な請求についてのご報告とお詫び(最終報告)

弊社が受託しておりますリース会社様の車両整備の一部において不適切な請求が行われていたことに関しまして、この度、関東運輸局 東京運輸支局より以下の通り行政処分を受けました。当該リース会社様、お客さま、お取引先の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

<処分内容>

自動車特定整備事業に対する行政処分:文書警告(違反事由の改善と再発防止策の報告を実施)

対象事業場:9事業場

本件に関する弁護士、会計士を含む社外の調査チームによる調査の結果、不適切な請求が行われた背景として、売上目標達成への強いプレッシャーが動機として挙げられました。弊社は本結果を重く受け止め、以下の再発防止策を策定し、運用を開始しております。

<主な再発防止策>

- ▶ 全社および工場別の売上目標値適正化するため、目標設定方法の見直しを実施。
- ▶ 整備ガイドラインを改めて明確化し厳格に運用。
- ▶ 管理職がリース会社様への請求明細と整備記録簿や作業指示書等に相違がないことを確認のうえ検印し、請求書ごと一括りに綴じて保存するなど、管理体制を強化。
- ▶ 社内監査(定期及び抜き打ち)によるチェック体制の強化。

本件は、経営陣はもとより社員一人一人の法令を遵守する意識や取り組みが不十分であったことによるものと認識しており、会社全体のコンプライアンス徹底に向けた不断の企業風土の改革に取り組んでまいります。

<弊社リース車両をご利用いただいているお客さまへ>

本事案はリース会社様への不適切な請求であり、車両整備や点検そのものに問題はございません。弊社では当該リース車両の整備や点検はしっかりと行われていることを確認しており、さらに社外調査チームからも車両の安全な運行に関して懸念される事項は確認されていない旨の報告を受けていますので、お客さまのお車は引き続き安心してお乗りいただけます。また対象となるリース会社様に対しましては、真摯かつ誠実に対応してまいります。

改めまして、皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

日産自動車販売(株)お客さま相談室

0120-10-5523

以上